

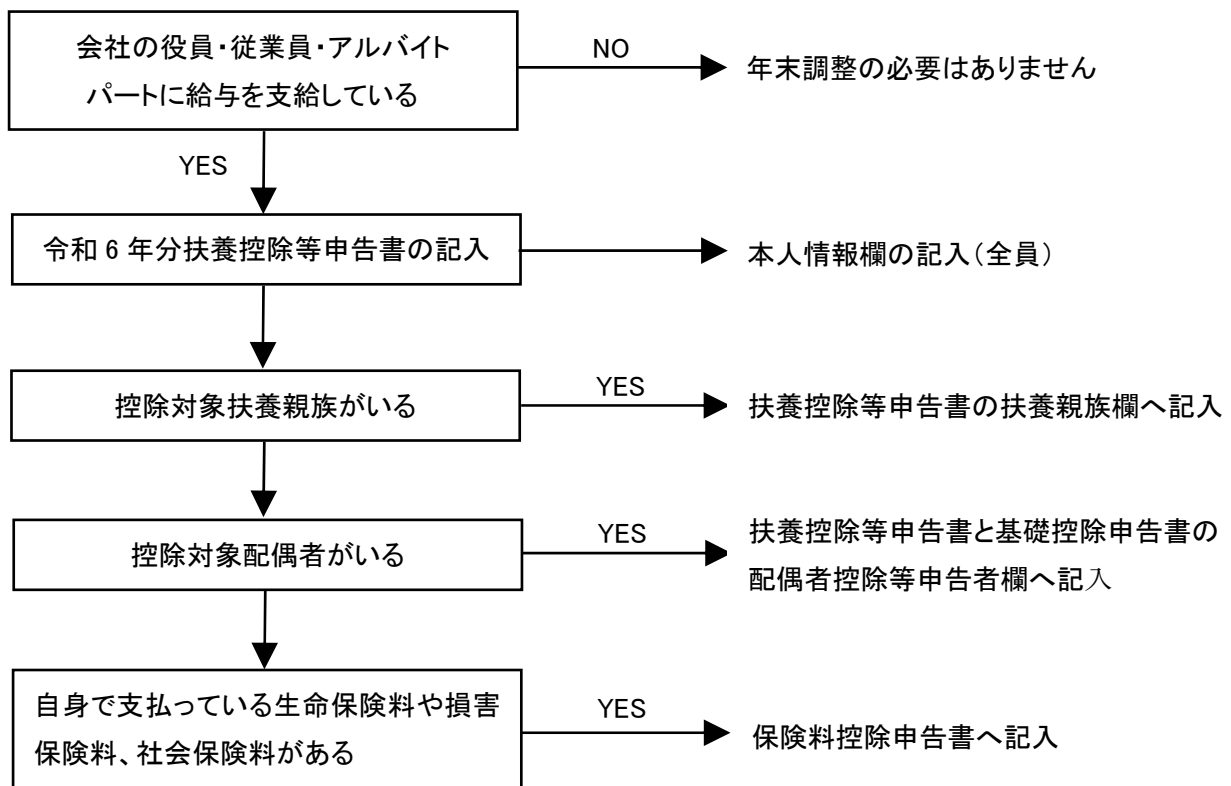
## 年末調整の準備資料について

### 顧問先各位

今年も年末調整の時期がやってまいりました。年末調整とは給与所得者の方が給与支払の際に徴収されている源泉所得税を精算するための手続きです。その正確な計算を行うため、下記の項目に従い必要な資料の記入・作成をしていただき、提出していただきますようお願いいたします。

なお年末調整手続きの電子化に伴い年末調整のしおりなどの冊子の配布が省かれ、内容については国税庁のホームページで確認をするようになりました。

年末調整を行うにあたり必要な書類の作成手順は下記のようになっています。



- ・扶養控除等申告書と基礎控除申告書については年末調整を受けるすべての方が記入をしてください。
- ・配偶者控除を受ける方は配偶者の本年中の合計所得金額(※)を記入してください。
- ・生命保険料控除や地震保険料控除を受ける方はその控除証明書を提出してください
- ・国民健康保険、国民年金、小規模共済掛金、iDeCo(イデコ)などの社会保険料控除を受ける方はその証明書類の提出及び提示をお願いします。
- ・2年目以降の住宅ローン控除を受ける方については税務署からの受け取った年分ごとの「年末調整のための住宅借入金等特別控除申告書」と金融機関等からの「年末残高等証明書」を提出してください。

※ 合計所得金額とは

- ・給与の場合は給与収入から給与所得控除額を差し引いた額

- ・年金の場合には年金収入から公的年金控除額を差し引いた額
  - ・事業場合には事業収入から必要経費を差し引いた額
- をいい、複数の所得がある場合にはそれらを合算した金額が合計所得金額となります。

各種申告書の記載方法については下記の国税庁のホームページを参考にしてください。

参考HPアドレス「<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>」

各種用紙については税務署から1枚のみ配布されますので人数分コピーをして使用するか、ホームページからダウンロードをして使用して下さい。ホームページではパソコン上で入力できる形式の書類もあります。  
(令和6年分 給与所得者の扶養控除等申告書、令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書、令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書)

扶養控除等申告について「氏名のフリガナ」「世帯主欄」「あなたとの続柄欄」への記入漏れが目立ちます。生年月日と個人番号については従業員から証明書類等の提示を受け、間違いの無いように記入をお願いします。

医療費控除、寄付金控除(ふるさと納税を含む)、初年度の住宅ローン控除については年末調整ではなく確定申告で行いますので、年末調整時の書類の提出は必要ありません。

中途入社された方については前職の源泉徴収票を現職場に提出した場合のみ年末調整を行うことができます。提出が無い場合には年末調整未済として処理を行い源泉徴収票を交付し、本人に確定申告で所得の精算を行っていただくこととなります。

乙欄(主たる給与所得者ではない)の方や年の途中で退職された方、給与収入が年間2000万円を超える方については年末調整を行うことはできません。

扶養控除等申告書は自分が主たる給与をもらっている会社に対してのみ提出ができます。この申告書を提出することにより給与から徴収する源泉所得税が税額計算表の「甲欄」を用いて計算されます。したがって給与所得者の扶養控除等申告書の提出が無い方については年末調整を行うことはできません。

最後に、

年末調整は本年の最後に支給する給与をもとに行うことになっており、その給与の支給時に精算する会社、翌年の給与支払時に精算する会社とその時期は様々です。ただし税務署には年末調整で発生する税額を翌年の1月10日(納期特例の場合には1月20日)に申告・納付しなければなりませんので、できるだけ12月中にその計算を終えておきたいと考えております。そのため年末調整の準備資料及び各控除証明書類についても早めに当事務所に提出をお願いします。従業員の皆様からはできる限り早めに年末調整関係資料を回収していただきますようお願いいたします。

小松原税理士事務所